案

給　電　申　合　書

高　　槻　　市

○○○○　株式会社

給電申合書

高槻市（以下「発注者」という）と〇〇〇〇株式会社（以下「受注者」という）は、発注者受注者間において令和９年４月１日付で締結した電力受給契約（以下「主契約」という）に基づき、発注者が受注者の小売電気事業に供するために、受注者にエネルギーセンター（以下「発電所」という。）の送電電力を販売するにあたり、その運用に関し以下のとおり申合せる。

（運用の基本）

第１条

1. 受注者は発電所の特性を考慮し、主契約の定めに従って発電所の送電電力を受電する。
2. 発注者は発電所の送電電力を可能な限り計画的かつ安定的に受注者に供給することにより、受注者の計画値同時同量の達成に協力する。
 （注）計画値同時同量：小売電気事業者において 30 分毎の電力量を合致させること。

（月間、年間送電計画）

第２条

1. 発注者は受注者が発電所を管轄する地域の一般送配電事業者及び関連する一般送配電事業者の託送供給等約款に従って、月間、年間送電計画を作成するにあたっての協力を行う。
2. 送電計画に関する手続きの詳細は、別表－１の定めによる。発注者は送電計画の通知を電子メールで受注者に行う。
3. 発注者は通知した送電計画に変更がある場合は、速やかに受注者にその旨を連絡する。

（発電設備の定期補修時の対応）

第３条

1. 発注者は前条に基づき年間送電計画を受注者に連絡する際、発電所の発電設備の定期補修又は作業停止に関する情報も併せて別表－１の定めにより、受注者に連絡する。
2. 発注者は定期補修の内容（開始日、終了日及び予定送電量）に変更が生じた場合は、できるだけ速やかに受注者に連絡する。

（発電所側運転状況変化の連絡）

第４条

発電所の運転状況に以下に示すような変更が生じるおそれがある場合、あるいは以下の事象が発生した場合、発注者は電話などの手段により速やかにその内容を受注者に連絡する。

1. 送電線事故、連系点解列、発電設備に係る事故等の事由により、受注者への電力供給が

不能となる場合（送電不能）
2. 発電所が関西電力送配電(株)から給電指令を受けた場合
3. その他送電計画（受注者への送電量）に大幅な変化がある場合

（異常時の問合せ連絡）
第５条
発注者は受注者から以下のような異常に関する問合せがあった場合はそれに応じる。
1. 発電所の送電電力に予定外の出力低下が観測された場合（その主要要因と概略復旧見通し）
2. その他、発電所の異常と思われる現象について問合せる場合

（経済産業省への報告）
第６条
発注者及び受注者は、経済産業省に対する月次、年次報告書の作成に関して相互に協力する。
なお、本報告については、翌月末までに受注者が経済産業省へ報告を行う。

（例外処置）
第７条
発注者受注者相互に予め想定できない諸事情により特殊な状況が発生した場合又は本給電申合書以外の運用を行う場合は、その旨依頼を行う場合がある。この場合発注者と受注者協議の上、最適な運用方法を協議し、発注者はこれに従った運転の可否を判断し双方合意した場合は、その運転を行う。

（連絡体制）
第８条
発注者及び受注者は本書の記載事項を達成する為、別表－２「連絡先一覧表」を基に相互に協力、連携する。

（給電申合書の変更）
第９条
社会情勢の変化や発注者受注者相互の都合により本給電申合書の変更が必要になった場合は、発注者受注者協議の上、変更することができる。

（有効期間）
第１０条
本給電申合書の有効期間は主契約の履行期間とする。

本書締結の証として本書２通を作成し、発注者受注者それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　９年　４月　１日

発注者　大阪府高槻市桃園町２番１号
高槻市
代表者　高槻市長　　濱田　剛史　　㊞

受注者

㊞

別表－１　余剰電力送電計画の策定

余剰電力送電計画の通知は、以下により行なう。

	作成・通知			様式
	作成	内容	期限	
年間計画	発注者	発電設備の停止計画	契約日まで	別途定める様式
月間計画	発注者	履行期間における１ヵ月毎の運転計画、発電設備の停止計画、送電計画	契約日まで	別途定める様式
月間計画の変更	発注者	月間計画の内容変更	随時 ※月間計画を変更する場合は、速やかに通知を行う。	月間計画の様式

別表－２

連　絡　先　一　覧　表

連　絡　項　目	発注者	受注者
余剰電力送電計画に関する事項 ① 送電計画（年間・月間）に関する事項 ② 電力受給に支障がある場合ならびに恐れのある場合の連絡に関する事項 ③ 電力会社（関西電力送配電）からの給電指令に関する事項 ④ 各種送電計画の変更に関する事項	高槻市市民共創部エネルギーセンター 保全チーム　担当 【平日（月～金）8:00～16:00】 (TEL)　072-669-1950 (FAX)　072-669-1961 (E-mail) 【上記以外】 (TEL) (FAX) (E-mail)	○○○○株式会社 担当 【平日（月～金)】 (TEL) (FAX) (E-mail) 【上記以外】 (TEL) (FAX) (E-mail)

別紙様式1

エネルギーセンター　年間計画表

計画名：令和９年度発電設備停止計画

期間	停止理由等	備考

別紙様式2

月間送電計画

（単位：平均kW）

平日・休日		休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	平日	平日	月計	
時点	時間帯	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
1	0:00 － 0:30																																
2	0:30 － 1:00																																
3	1:00 － 1:30																																
4	1:30 － 2:00																																
5	2:00 － 2:30																																
6	2:30 － 3:00																																
7	3:00 － 3:30																																
8	3:30 － 4:00																																
9	4:00 － 4:30																																
10	4:30 － 5:00																																
11	5:00 － 5:30																																
12	5:30 － 6:00																																
13	6:00 － 6:30																																
14	6:30 － 7:00																																
15	7:00 － 7:30																																
16	7:30 － 8:00																																
17	8:00 － 8:30																																
18	8:30 － 9:00																																
19	9:00 － 9:30																																
20	9:30 － 10:00																																
21	10:00 － 10:30																																
22	10:30 － 11:00																																
23	11:00 － 11:30																																
24	11:30 － 12:00																																
25	12:00 － 12:30																																
26	12:30 － 13:00																																
27	13:00 － 13:30																																
28	13:30 － 14:00																																
29	14:00 － 14:30																																
30	14:30 － 15:00																																
31	15:00 － 15:30																																
32	15:30 － 16:00																																
33	16:00 － 16:30																																
34	16:30 － 17:00																																
35	17:00 － 17:30																																
36	17:30 － 18:00																																
37	18:00 － 18:30																																
38	18:30 － 19:00																																
39	19:00 － 19:30																																
40	19:30 － 20:00																																
41	20:00 － 20:30																																
42	20:30 － 21:00																																
43	21:00 － 21:30																																
44	21:30 － 22:00																																
45	22:00 － 22:30																																
46	22:30 － 23:00																																
47	23:00 － 23:30																																
48	23:30 － 24:00																																
日 計																																	
重負荷時間帯合計																																	
昼間時間帯合計																																	
夜間時間帯合計																																	